

令和2年度からの学校給食費口座振替「ゆうちょ銀行」取扱い開始について(ご案内)

平素より奈良市の教育行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

奈良市では、現在、学校給食費を市が直接徴収管理させていただいており、教材費や PTA 会費などの学校徴収金とは別に、原則、口座振替により納付いただいております。

さて、この度、下記のとおり、学校給食費につきまして、新年度より、「ゆうちょ銀行」の口座振替が可能となりますので、お知らせいたします。

記

1. ゆうちょ銀行の口座振替開始日

令和2年4月分(令和2年5月28日引き落とし分)より開始

2. お取り扱いできる金融機関(令和2年5月28日引き落とし分より)

(株)南都銀行 (株)りそな銀行 (株)関西みらい銀行 (株)三菱 UFJ 銀行 (株)みずほ銀行  
(株)三井住友銀行 三井住友信託銀行(株) (株)京都銀行 (株)中京銀行 (株)第三銀行  
(株)百五銀行 近畿労働金庫 奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 大和信用金庫  
北伊勢上野信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合 奈良県農業協同組合  
ゆうちょ銀行・郵便局(近畿2府4県に所在のもの)

3. 口座振替変更方法

現在登録されている学校給食費の口座を変更されたい場合は、学校に口座振替依頼書及び記載例がありますので、用紙を受けとっていただき、記載のうえ、金融機関で印影等の記載事項が適正であるかの照合確認を行っていただいた上で、学校へ提出いただきますようお願いいたします。

※4月24日(金)までに学校へ提出いただければ、4月分(令和2年5月28日引き落とし)からの口座変更になります。臨時休業の延長等の影響により、ご提出がそれ以降になる場合は、5月分(6月29日引き落とし)からになりますので、予めご了承ください。

**【重要】**

○口座振替依頼書は3枚複写になっています。

①金融機関控 ②奈良市保健給食課控 ③保護者様控

金融機関で照合確認のうえ、①②を学校へ提出し、

③は提出せずに自宅で保管してください。

※一部金融機関では照合確認の際に、そのまま受理されてしまい、申請書が返却されない時がありますが、その場合は、取り戻す必要はありませんので、その旨を提出先の学校にお伝えください。また、必ず1枚目(金融機関控)と2枚目(保健給食課控)両方が金融機関に受理されたことを確認ください。

万が一、2枚目(保健給食課控)がお手元に残っている場合は、学校へ必ずご提出ください。

**【口座振替について】**

・振替は、給食実施月の請求分を翌月の28日(28日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)に引き落とします。

・残高不足等により振替できなかった場合は、納付書を送付しますので、指定金融機関の窓口で直接納付してください。(コンビニ納付不可)

・お子様が2人以上おられる場合には、お手数ですが、それぞれのお子様について、口座振替依頼書をお出しいただく必要があります。

○学校徴収金(教材費やPTA会費など)については、学校にお問い合わせください。

○この件に関して、ご不明な点がございましたら、学校または、保健給食課までお問い合わせ下さい。

**【奈良市教育委員会事務局 保健給食課】**

Tel 0742-34-4830

Fax 0742-34-4834